

4 1 . 6 0

氏名（名称）変更届に新印鑑が押印して ある場合の取扱い

氏名（名称）変更届（[特施規9条1項](#)^{*1}）に新印鑑が押印してある場合は、
印鑑変更届（[特施規9条1項](#)^{*1}）の提出がないときであっても印鑑が変更された
ものと推定し、当該届出があったものとして取り扱う。

（改訂平成23・11）

*1 [特施規9条1項](#)：[実施規23条1項](#)、[意施規19条1項](#)、[商施規22条1項](#)にお
いて準用